

## 第125回サービス統計・企業統計部会 議事録

1 日 時 令和5年11月8日（水）13:00～15:00

2 場 所 総務省第2庁舎7階中会議室及び遠隔開催（Web会議）

3 出席者

【委員】

菅 幹雄（部会長）、松村 圭一

【臨時委員】

成田 礼子、宮川 幸三

【審議協力者】

内閣府、経済産業省、東京都、埼玉県、日本銀行

【調査実施者】

総務省統計局経済統計課：岡課長ほか

【事務局（総務省）】

佐藤大臣官房審議官

統計委員会担当室：萩野室長、篠崎政策企画調査官

政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室：山形審査官、大村企画官ほか

4 議 題 サービス産業動態統計の指定及びサービス産業動態統計調査の承認について

5 議事録

○菅部会長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第125回サービス統計・企業統計部会を開催します。

委員、審議協力者の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。部会長を務めます法政大学の菅と申します。よろしく願いいたします。

本日は私と松村委員、宮川臨時委員は対面で、成田臨時委員はウェブで参加いただいております。なお、二村委員、滝澤専門委員は御都合により御欠席です。

また、本日は、調査実施者である総務省統計局のほか、審議協力者として経済産業省、内閣府、東京都、埼玉県及び日本銀行に御出席をいただいております。

本日の審議案件は、10月27日の第198回統計委員会において総務大臣から諮問された「サービス産業動態統計の指定及びサービス産業動態統計調査の承認」についてです。

委員改選により、部会の構成が変わりましたので、各委員から一言御挨拶をお願いいたします。

最初に松村委員、その次に成田臨時委員、そして、宮川臨時委員の順に御挨拶をお願いしたいと思います。まずは松村委員から御挨拶をお願いいたします。

○松村委員 松村です。私は現在経団連で統計部会長をやらせていただいているので、一

義的には報告者、協力者の視点での意見というのが求められているかと思います。一方、シンクタンクに在籍していますので、統計を大変良く使わせていただいております。こうしたユーザーの視点に加え、統計の作成にも関わったことがありますのでメーカーの視点と合わせ、それぞれ三方良しの統計になるように努められればと思っております。よろしくお願いたします。

○**菅部会長** ありがとうございます。次に、成田臨時委員、御挨拶をお願いいたします。

○**成田臨時委員** 成田でございます。公認会計士をやっております、日本公認会計士協会東京会からの推薦で、今回3期目になります。上場会社の監査を担当させていただいておりますので、監査をさせていただく立場から企業の統計について何らかのお役に立てればと思っております。よろしくお願いたします。

○**菅部会長** ありがとうございます。次に、宮川臨時委員に御挨拶をお願いいたします。

○**宮川臨時委員** 立正大学の宮川と申します。今回からサービス統計・企業統計部会に臨時委員として参加させていただくことになりました。よろしくお願いたします。

専門は産業連関表やSUT、それから、その基礎統計としての産業統計、経済センサス、また、今回の題材になっていますサービス産業動向調査なども、検討会等に参加させていただいております。微力ながら、できる限りやりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○**菅部会長** ありがとうございます。よろしくお願いたします。

また、本日は佐藤大臣官房審議官にも御出席をいただいておりますので、佐藤審議官からも一言御挨拶をお願いいたします。

○**佐藤総務省大臣官房審議官** 担当審議官の佐藤でございます。

10月に第9期の統計委員会がスタートいたしまして、この部会としては、その第1回目の審議でございます。委員の皆様には、お忙しいところ、審議に御参加いただきまして、誠にありがとうございます。今回は久しぶりの基幹統計の指定に係る諮問審議でもございます。どうぞ御審議のほどよろしくお願いたします。

○**菅部会長** 次に、本日は統計委員会の委員改選後、最初の部会ですので、統計委員会令の規定に基づき、部会長代理を指名させていただきます。松村委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、松村委員、よろしくお願いたします。

○**松村委員** よろしくお願いたします。

○**菅部会長** では、審議に先立ちまして、私から3点申し上げます。

1点目の審議の進め方についてです。審議は資料2の「審査メモ」に沿って、事務局から審査状況と議論すべき論点を説明してもらった後、資料3に基づき、論点ごとに調査実施者から回答していただいた上で、審議する形で進めていきたいと考えております。

2点目は参考2でお示ししている審議スケジュールについてです。

今回の諮問については、本日を含め2回の部会審議を予定しております。2回の部会で一通りの審議を終え、答申案についておおよその御了解を得られれば、最終的な答申案は書面決議により決定するなど、効率的に審議を進めたいと考えております。

ただ、2回の部会で審議が終わらない場合もありますので、大変恐縮ですが、予備日である12月5日にも開催させていただく可能性があることをお含みおきください。答申案につきましては、12月中下旬に開催予定の統計委員会に御報告したいと考えております。

最後に3点目ですが、本日の審議は15時までを予定しておりますので、効率的な議事進行への御協力をお願いいたします。

以上、よろしくをお願いいたします。

それでは、審議に入ります。

まず、諮問の概要についてですが、これについては、既に統計委員会等の場で事前に御説明いただいておりますので、この場での説明は割愛させていただきます。なお、10月27日に統計委員会に諮問された際、委員から御発言がありましたので、これについて事務局から御紹介をお願いいたします。

**○山形総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官** 事務局でございます。口頭での御説明になりますけれども、10月27日の統計委員会において、お二方の委員から御意見等がございましたので、御紹介をいたします。

まず、白塚委員の方から、公表の早期化を予定しているということだが、早期化してもまだ現行の特定サービス産業動態統計調査よりも遅いという状況なので、特定サービス産業動態統計調査との公表時期の差、これをどういうふうに考えるのか。また、なるべく遡及系列を作って、長期の時系列を使えるようにするというようなことも含めて検討してほしいと、このような意見を頂きました。

そしてもうお一方、福田委員から御意見がございました。確報の公表時期は、「調査実施月の5か月後の下旬」ということになっていまして、更に時間がかかっているということですが、何か理由があるのか、遅れて提出されたデータはどう処理するのかと、このような御質問がございました。

以上でございます。

**○菅部会長** ありがとうございます。統計委員会で示された御意見につきましては、これから進める個別審議の中で併せて確認したいと思っておりますが、この時点で特段の御意見があればお願いいたします。特にございませんでしょうか。

それでは、資料2の審査メモに従いまして、個別事項の審議に入りたいと思います。

まず、審査メモの1ページにあります今回の諮問の概要及び2ページにありますサービス産業動態統計の指定について、事務局からまとめて説明をお願いいたします。

**○永井総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副統計審査官** 事務局でございます。それでは、資料の2の審査メモに沿って御説明をいたします。

まず、ローマ数字のIの「今回の諮問の概要」でございます。総務省は、我が国におけるサービス産業の事業活動の動態を明らかにするための新たな月次の基幹統計を作成するというので、既存のサービス産業動向調査、これは総務省所管の一般統計調査でございますけれども、以下、この資料で適宜「動向調査」と言わせていただきます。

それから特定サービス産業動態統計調査、こちらは経済産業省所管の一般統計調査でございます。こちらでも便宜上「特サビ調査」と言わせていただきたいと思います。

この2つの一般統計調査を統合いたしまして、令和7年1月から「サービス産業動態統計調査」を創設・実施するという計画でございます。

また、新たに作成されるその基幹統計を「サービス産業動態統計」とするという事となっております。

今回の諮問につきましては、この基幹統計としてのサービス産業動態統計の指定、それから、基幹統計調査としてのサービス産業動態統計調査の承認、この2件につきまして、諮問をさせていただいているものでございます。

資料2の1ページの枠の中でございますけれども、サービス産業動態統計の指定につきまして、後ほど詳細には御説明させていただきますが、このような目的、位置付け、それから集計対象、それから作成方法等々につきまして、今回、お諮りをしているものでございます。

それから、2つ目のサービス産業動態統計調査の承認というところでございます。主な中身としましては、その報告を求める事項ということで、今回4つの調査票で構成をされておりまして、現行の動向調査を基本的には踏襲しつつ、例えば、一部従業者数等の調査事項の見直しなども予定されているということでございます。

調査方法につきましては、原則オンラインによる回答ということで進めることとしていきます。それから、現状では、特サビ調査との重複是正といったものが行われておりますが、このようなものが不要となり、審査事務の効率化が期待されるところでございます。

また、調査票の提出期限につきましては、従前よりも5日前倒しにする。それから、公表の期日につきましては、これまでよりも1週間程度の前倒しが予定されているところでございます。

それでは、2ページに移らせていただきますけれども、サービス産業動態統計の指定でございまして、まず、この検討経緯につきまして、1（1）のところで御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、このサービス産業動向調査につきましては、総務省が平成20年7月から毎月実施しているものでございまして、サービス産業全体の生産・雇用等の状況を概括的に把握しているものでございます。

また、経済産業省の方では昭和62年12月から、特サビ調査を毎月実施しております。これは経済産業省所管の業種を中心とする特定サービス産業、19業種ございますが、これらの経営動向を把握しているものでございます。

この2つの調査の結果につきましては、いずれも四半期GDP速報や、年次推計、それから、経済産業省が作成している第3次産業活動指数、このようなものの基礎データとして活用されております。また、動向調査の結果につきましては、政府の月例経済報告にも使われております。

「なお」のところは先ほど申し上げましたとおり、この2つの調査では、調査対象が一部重複するところがありましたが、重複是正を図って、経済産業省の方から総務省の方にデータが移送されているものでございます。

続きまして、(2)の「体系的整備の課題」でございまして、次の3ページの図の1を御

覧いただければと思います。

こちらの図のとおりでございますが、一国経済に占めるそのサービス分野の重要度、これは当然GDPの中でも7割を占めるという非常に重要なものでございます。このような中、経済センサスや経済構造実態調査が近年創設をされまして、産業横断的な構造統計の整備が行われた結果、毎年のサービス産業の生産活動の実態につきましては、基幹統計調査で詳細に把握されることになりました。

一方で、月次の動態統計の整備につきましては、製造業や卸・小売業につきましては、既に経済産業省の生産動態統計や商業動態統計がございますけれども、サービス産業につきましては、月次の基幹統計調査が整理をされていないというところが、正に道半ばというところでございます。

次の表の1を御覧いただければと思いますが、これは累次の公的統計基本計画の抜粋でございますけれども、このように基本計画の中でも、動向調査を基幹統計化するということや、動向調査と特サビ調査の整理統合の検討に着手すると、そういったことが検討課題として挙げられてきた経緯がございます。

また、これらにつきましては、QEの改善や景気動向の把握の観点から、調査結果の精度の向上や一層の公表の早期化も求められていたところでございます。

4ページに移っていただきまして、(3)でございますけれども、このような基本計画の規定やサービス産業に係る統計の体系的整備状況も踏まえて、総務省統計局、それから経済産業省の方で、これまでいろいろ検討をされてきた結果、このたび、このサービス産業の事業活動の動態を明らかにするための新たな月次の基幹統計を作成するというので、この図2にございますとおり、既存の動向調査、それから特サビ調査を統合して新たな基幹統計調査を創設する計画を具体化されまして、今回の申請に至ったという経緯になってございます。

続きまして、2の「サービス産業動態統計の指定」でございます。まず、(1)の「基幹統計の要件への該当状況」でございますが、既存の動向調査、それから、特サビ調査につきましては、先ほども御説明しましたとおりいずれもQEや年次推計に活用されているところでございます。

また、動向調査の結果につきましては、こちらの表の2の方にもございますけれども、順次そのQEへの利用の拡大、あるいは月例経済報告で活用されるとか消費動向指数、あるいは第3次産業活動指数、このような部分への活用というところで、活用の対象やその範囲が順次拡大をしてきたところでございます。

「さらに」ということで、この調査につきましては、民間企業や学術研究機関における業界ごとの景気動向や、市場規模等の分析にも活用されてきたところでございます。

このように、この両調査につきましては、その利活用の実績をこれまで積み重ねてきたということでございまして、後ほどまた御説明しますが、公表の早期化や結果精度の向上、このような見込みもございますので、新たに作成されるサービス産業動態統計につきましては、これまでの既存統計以上の幅広い利用が見込まれるのではないかとというふうに、私どもとしては考えているところでございます。

基幹統計の要件として統計法第2条第4項第3号を抜粋しておりますが、基幹統計につきましてはここにもございますとおり、次のいずれかに該当するものとして総務大臣が指定するものとされております。まず、イとしまして、「全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上で特に重要な統計」であること。それからロとして、「民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計」であること。それから、ハとしては「国際条約又は国際機関の作成する計画において作成が求められている」、あるいは「国際比較を行う上で特に重要な統計」というように3つの要件がございます。

今回、このサービス産業動態統計につきましては、このうちのイとロに該当するのではないかと私どもとしては考えているところでございます。この統計の指定につきましては、先ほども御説明しました累次の基本計画の課題、これに対応するものでもございます。

また、我が国におけるサービス産業をカバーする初めての月次の基幹統計として、公的統計の体系的整備、これに大きく寄与するものと考えておりますので、是非指定すべきであると考えているところでございますが、その妥当性について、本日の部会で御確認をいただきたいと考えているところでございます。

それから(2)の「指定の内容」でございます。この統計が基幹統計に指定をされますと、官報に公示をされることとなりますが、その公示内容としてはこのような形で考えております。名称としましては、先ほど来申し上げましておりますとおり「サービス産業動態統計」、それから、作成目的につきましては、「サービス産業の事業活動の動態を明らかにすることを目的とする」というような形で書かせていただいております。この辺りの書きぶりにつきましては、下に記載しておりますとおり同じ動態の基幹統計であります経済産業省の生産動態統計、それから商業動態統計の書きぶりなども参考にしているところでございます。

それから、次の6ページに移ります。(3)の「基幹統計の範囲」につきましては、一般的に基幹統計調査で作成される場合はその集計結果の統計表がそれに当たるということになります。これにつきましては、また、後ほど基幹統計調査の御審議の中で、集計事項として改めて御説明したいと思っておりますので、そこで改めて御検討いただきたいと考えております。

この部分の論点として3つ掲げさせていただいております。まずaとしましては、既存の動向調査、それから特サビ調査の結果につきまして、これまでの利活用実績、それから、現在の利活用状況はどのようになっているのか、また、今後の利活用拡大の見込みはどうかという部分でございます。

それからbにつきましては、今後の経済統計の体系的整備における位置付けも含めまして、サービス産業動態統計を基幹統計とする意義や効果についてということでございます。aとこのbの前段部分につきましては、実施者である統計局の方からも御回答いただきたいと思っております。

それから、bの後段の部分でございますけれども、今後の利活用拡大の見込みにも照らし、今申し上げました要件のうちの2つ、イの「全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計」であること。それから、ロの「民間における意思決

定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計」であること。これに該当する  
と考えておりますが、妥当かどうかという部分でございます。

それから最後に、cでございますが、先ほど申し上げました指定の内容、名称、目的等  
でございますが、この内容が適切かどうかにつきましても、御意見賜ればと思っております。

事務局からは以上でございます。

○**菅部会長** ありがとうございます。それでは、6ページの論点のうち、論点a及びb  
の前段部分について、調査実施者から回答をお願いいたします。

○**岡総務省統計局経済統計課長** 総務省統計局経済統計課でございます。よろしくお願  
いいたします。

まず、論点aにつきまして、既存の動向調査及び特サビ調査の結果について、これまで  
の利活用実績と現在の利活用の状況はどのようになっているか。また、今後の利用拡大の  
見込みはどうかということでございますが、これは先ほど事務局から御説明いただいた内  
容と重複するものでございますが、サービス産業動向調査におきましては、内閣府のQ E、  
これにつきましては利用される業種がどんどん増えていっているところでございます。ま  
た、内閣府における国民経済計算の年次推計、内閣府における月例経済報告、また、経済  
産業省におきましては、第3次産業活動指数としても利用されております。また、総務省  
においても消費動向指数として使っているところでございます。

また、各省におきましては、いろいろな白書、中小企業白書、労働経済白書においても  
利用されているところでございます。

またその他、民間企業における利用の紹介といたしましては、民間企業、学術研究機関  
等におきまして、鉄道業、航空運輸業、倉庫業、不動産業、宿泊業、飲食店によってその  
集計結果が各種業界新聞や分析レポートで引用されると承知しておるところでございます。

また、経済産業省の特サビ調査の利用でございますが、これも内閣府のQ E、第3次産  
業活動指数の基礎データ、また、いろいろな政策、産業振興政策、中小企業政策、消費者  
政策の基礎資料、また、民間企業におきましても、景気動向、市場規模等の分析等に利用  
されていると承知しておるところでございます。

続きまして、論点bの前段の新たな基幹統計における利活用の見込みと意義等につい  
てでございますが、これにつきましては、現行と同様に内閣府のQ Eや年次推計、経済産業省  
の第3次産業活動指数などに利用されるものと見込まれております。また、民間企業、学  
術機関においても同様に利活用を想定していると考えております。

さらに、公表の早急化に今後取り組んでまいりますので、それによってより直近のサー  
ビス産業の動向の把握が可能となることで、業界動向の把握、分析等に資することができ、  
利活用の幅が更に広がるということが期待されるものと考えております。

以上でございます。

○**菅部会長** どうもありがとうございます。それでは、ただ今の御説明に対して御質問、  
御意見を申し上げます。aとbと分けなくて、どちらかでも御意見を頂けたらと思います。

基本的に、利用拡大の見込み、利用状況はどうか、利用拡大の見込みはどうかというこ

とですが、いかがでしょうか。最初スタートしたときにはほとんど使われていなかったのですけれども、ついにここまで来たかという印象ですが、ようやく果実が出てきたという感じで、非常にいろいろなところで使われるようになってきたことは、本当に大きな発展ですが、いかがでしょうか。

特にこれについては、要するに一般統計が約15年経ってようやくこれだけ実績が出てきましたということですので、大きな問題はないと思います。御意見どうぞ。

○松村委員 御説明ありがとうございます。今、直近でQ Eの方では28業種に使われているということですが、一方で年次推計では74業種で使われています。まだQ Eでの利用は年次推計に比べると大分少ない、半分以下だと思いますが、この公表が後々早期化されていくと、年次推計並みの利用が見込めるということになるのでしょうか。

Q E推計での利用上、やはり一番のネックは3か月目が間に合わないということが、この差にあるのでしょうか。

○菅部会長 これについては、調査実施者から回答をよろしいでしょうか。

○野上総務省統計局経済統計課調査官 御質問ありがとうございます。Q Eと年次推計では使用している業種の粒度が異なっておりまして、年次推計の方が詳細な業種を、二次利用も含めて使用していただいておりますのでございまして、業種の範囲といたしましては、Q Eでも相当活用されているというところでございます。

○菅部会長 業種のカウントの仕方、分類の粒度が違うということですか。

○野上総務省統計局経済統計課調査官 おっしゃるとおりです。

○菅部会長 74というのは小分類も入っているということですね。

○野上総務省統計局経済統計課調査官 年次推計では、概ね小分類レベルの業種について、コモ推計の対応する品目で使用されているのですが、Q Eの方は、おおむね中分類を中心とした粒度の結果を使用されているのかなというところでございます。

○松村委員 ありがとうございます。そうしますと、これ以上早期化しても、Q E上はあまり利活用の向上は望めないということになるのですか。

○野上総務省統計局経済統計課調査官 業種の範囲というよりも、やはり今の動向調査の方が、どうしても公表時期の関係で1次Q Eの段階で3か月目が使用できないということございまして、今回の見直しもそこまで至っていないところでございますけれども、更なる早期化について、今後中長期的に進めていくことにより3か月目の結果が使えるようになりますと、更なる利活用の向上が期待できるのかなというところでございます。まだ今回はその第一歩というところでございます。

○菅部会長 内閣府からお話できますか。

○葛城内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部国民生産課長 内閣府でございます。今、御説明いただいたとおりでございまして、基本的には業種として使っている範囲、カバー率として同じなのですが、年次の方は、コモディティ・フロー法が製造業も含め約2,000品目で推計、一方、Q Eの方は91分類、もう少し細かくその下はありますので、約170品目で推計しており、粒度が異なることから対応させているサビ動の品目の粒度も違うというのはさきほど御説明していただいたとおりでございます。



ですので、利活用のカバレッジといたしましては、既に十分といたしますか、最大限利用させていただいている状況かと思っておりますので、基本的には、そこは今でも活用できる範囲は活用させていただいているというふうに認識しております。

○菅部会長 よろしいですか。

○松村委員 ありがとうございます。そうしますとこの後議論に出てくるとは思いますが、公表の早期化の一つにはQ Eでの活用というのがあったような気もしたのですが、Q E上はあまり早期化しても、これ以上、業種の当て方的には広がりようがないということでしょうか。

○菅部会長 どうぞ。

○葛城内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部国民生産課長 そうですね、今カバレッジ的にはもう十分当てておりますので、早期化と業種の範囲を広げるということは、すぐにはリンクしないかという認識をしております。

○松村委員 分かりました。ありがとうございます。

○菅部会長 どうぞ。

○宮川臨時委員 一次Q Eでの利用に関しては、3か月目問題がコロナのときに問題になって、3か月目はただ延長するという話に対して、このデータを少しでも使うことができるようになる可能性があるという話かと思っていたのですが、それも難しいという判断をされているということですか。先ほどの御説明だと3か月目はまだ使えないのだというお話ですが、そこを少し確認をさせていただきたい。今後見通しとしては、3か月目に使える可能性があるということですか。

○菅部会長 どうぞ。

○野上総務省統計局経済統計課調査官 私どもの方も調査の見直しも含めて、1週間早期化させていただくということにしているのですが、まだ3か月目の結果については、1次Q Eには間に合わないというところがございます。そここのところでの今回の見直しでまだ100点満点ではないという認識ではございますけれども、やはり早期化がこれで終わりではなくて、まず第一歩としまして、基幹統計調査として行った中で、どのような形の調査票の集まり具合になるかの実績も含めて確認したうえで、引き続き早期化を目指し、可能であれば3か月目も1次Q Eで使っていただけるようにはなりたいというふうには考えてございます。

○宮川臨時委員 まさにその3か月目に使えるというのは最大の何というか、将来の拡大、利活用拡大だと思うので、是非そこはその方向でやっていただければと思います。ありがとうございます。

○菅部会長 どうもありがとうございました。本項目については、基本的には皆様の御了解をいただけたと思います。細かい話についてはこの後出てくるということなので、その段階で御議論させていただけたらと思います。

次に、サービス産業動態統計を作成するための調査計画の内容について審議したいと思います。まず、審査メモの6ページ、調査の名称について事務局から審査状況の説明をお願いいたします。

○永井総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副統計審査官 それでは、資料2の6ページでございます。

調査の名称ということでございまして、こちらにつきましては、先程来御説明しておりますが、基幹統計調査の名称としましては、「サービス産業動態統計調査」としてございます。

これは、先ほどの基幹統計の名称から基本的に引っ張ってきているというような形になっておりますが、我が国におけるサービス産業の事業活動の動態を明らかにする、そのサービス産業動態統計を作成するために実施するというような調査であるということからこの調査名としております。

事務局としては特段問題ないと思っております、特に論点は設定しておりませんが、念のため御確認いただければと思います。よろしく申し上げます。

○菅部会長 これはいかがでしょうか、サービス産業動態統計調査。これ以外ないと、日本語だとそうですね。これは英語名は審議しないのですね。

○山形総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 英語名は承認対象外です。

○菅部会長 名称については特に問題ないですね。略称とか決めるのですか、サビ動とか。

○岡総務省統計局経済統計課長 調査実施者としては、引き続きサビ動を略称としたいと考えております。

○菅部会長 そういうことでサビ動ということで。名称は特に問題ないと思うので、それについてはもう御了解いただけたと思います。

次に、7ページの調査対象の範囲について、これは大変重要なのですけれども、事務局から審査状況の御説明をお願いいたします。

○永井総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副統計審査官 それでは、資料2の7ページ調査対象の範囲でございます。

申請内容は、この枠の中にございますとおりで、産業分類で言いますとGの情報通信業から始まって、Rのサービス業までというような形になっておりますが、具体的に、次のページの表の3を御覧いただければと思っております。

これは現行の一般統計調査でございます動向統計と特サビ調査、この調査対象の範囲について、記載したものとということでございます。基本的にこの新しい基幹統計調査につきましては、現行の総務省が実施しております一般統計調査の動向調査を踏襲するというような形になっておりますので、この図の左側で、サービス産業動向調査とありますが、こちらの調査対象範囲の黄色の部分でございますけれども、ここが調査対象範囲、新調査の方でも調査対象範囲になるということでございます。

サービス産業といえますと、もちろん広い意味で言えば、例えば卸・小売とか金融・保険なども入ってくるかと思いますが、ほかの調査などでも把握されている部分でもございますので、現行の調査対象である情報通信、運輸、それから不動産、学術研究、専門・技術サービス業、それから宿泊・飲食、生活関連、教育、学習支援、医療、それからその他のサービス産業といったところがこの調査の射程に入ってくるということでございます。

基本的にこの対象範囲につきましても、事務局としては、おおむね適当と考えておりま

すけれども、この調査の目的に照らしてこの範囲が適切かどうか、ご確認をお願いしたいと思っております。

論点としましては2つでございます。まずaとしましては、調査対象の範囲は、どのような基準・考え方にに基づき設定されているのか。調査の目的に照らして調査対象の範囲は適切か。それからbとしまして、クレジットカード業につきまして、今回調査対象としないということでございます。この理由は何か。それから、調査対象としないことによる支障はないのかということについて確認させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○菅部会長 ありがとうございます。それでは、各論点について調査実施者から御回答をお願いします。

○岡総務省統計局経済統計課長 総務省統計局経済統計課でございます。

まず、論点aの調査対象の範囲についての考え方でございますが、現行の動向調査の調査対象の範囲につきましての設定の考え方を、新調査においてもそのまま踏襲する考えでございます。つまり、月次でサービス業の事業活動を把握すべき必要性が高い産業を対象範囲として設定しております。そのため「学校教育」などの月次ベースでの動向を把握する必要性に乏しい産業については、引き続き除外するというところで考えております。

また、産業ごとの個別の要因によって調査対象からこれまで除外していた産業、例えばここで3つ挙げておりますが、売上高に関する月次統計が別途存在するもの、卸・小売業など。また、売上高の概念の性質が他の第三次産業と異なるもの、金融、保険業。あと、3つ目といたしまして、産業の性質が他の三次産業と異なるもの。電気・ガス・熱供給・水道業。このようなものにつきましては月次の調査の対象に含めるべき特段の事情変更や調査ニーズもないことから、引き続き調査対象から除外するというふうに考えております。

論点bのクレジットカード業を調査対象としない理由、支障が生じないかという論点でございますが、特サビ調査で対象としておりましたクレジットカード業につきましては、この特サビ調査の実施主体である経済産業省が中心になって政策ニーズを精査されました。そうしたところ、新調査の調査対象から除外しても支障は生じないとの調整・整理がなされたものと承知しております。

以上でございます。

○菅部会長 ありがとうございます。ただ今の御説明に対し、御質問、御意見をいただければと思います。よろしくお願いたします。

成田臨時委員、よろしくお願いたします。

○成田臨時委員 質問なのですけれども、暗号資産とかFXの会社は金融業に入ることになりますでしょうか。それとも、こちらの調査対象には含まれないのでしょうか。

○岡総務省統計局経済統計課長 含まれません。

○成田臨時委員 それは金融業という整理ですか。

○岡総務省統計局経済統計課長 金融業の中に入りますので、含まれません。

○成田臨時委員 分かりました。

○菅部会長 金融業については、把握しているのは結局、財務省の法人企業統計で別途把

握しているという、四半期ですけれども、そういう扱いになるのでしょうか。

○野上総務省統計局経済統計課調査官 把握している調査になりますと、法人企業統計という形になるかと思えますけれども、法人企業統計はこの動向調査と異なりまして、受取利息などの収益だけではなくて、支払利息などの費用も含めて把握しているところが我々の調査と少し異なるところもあると理解しております。

○菅部会長 調査対象の範囲について、ほかに御意見等ありますでしょうか、結局、学校教育などのほか、金融、クレジットを除くということで、経済産業省の方でも特に今後必要としていないということです、これについては問題ないということで、了承していただけたという形にしたいと思います。

次に、審査メモ8ページ、報告を求める個人又は法人その他の団体について、事務局から、実施状況の説明をお願いいたします。

○永井総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副統計審査官 それでは、資料2の8ページでございます。報告を求める個人又は法人その他の団体でございます。

申請内容につきましてこの枠内でございますが、まず、経済センサス-活動調査を母集団情報とするということでございます。また、新設の企業等を追加するために、事業所母集団データベースの年次フレームによって補完を行って、全体の報告者数としましては、企業等が約1万3,000、事業所が約2万5,000という報告者数になる予定でございます。

それから、具体的な抽出方法としまして、まず、企業等につきましては、以下の産業については悉皆調査ということでございまして、固定電気通信や移動電気通信、公共放送、鉄道、航空、郵便、このような部分が悉皆層になります。

それから②としまして、資本金・出資金1億円以上の会社企業でございまして、こちらにつきましても悉皆になります。

それから、事業所に対する調査につきましては、こちらは企業等と事業所とそれぞれ別の調査票によって調査を実施することになりますけれども、今申し上げました企業等の①、②に該当する企業等傘下の事業所を除いた産業、事業従事者規模の層化抽出によって抽出をするという形になっております。統計精度を確保する上で必要な層（約5,000事業所）につきましては悉皆になっているということでございます。

また、実際の規模別の配分につきましては、ネイマン配分で行っているということでございます。

また、悉皆層につきましては、標本交替は行わず、継続的に調査を実施され、標本層につきましては、2年間の継続調査というような形になっております。

9ページの審査状況でございますけれども、この表の4にございまして、報告者数につきましては、企業が約1万3,000と事業所が約2万5,000ということでございます。既存の動向調査では、企業につきましては約1万2,000とございますけれども、こちらにつきましては、母集団情報の経済センサス-活動調査の更新に伴うものということで、同じ方法で抽出すると1万3,000になったということでございますので、こちらにつきましては、事務局としても特に問題ないものと考えております。

只今、縷々申し上げましたとおり基本的な報告者の選定方法、報告者数の規模につつま

しても、現行の動向調査をベースにして実施するというところでございますので、大幅に負担が増えるといったことは想定されておりませんので、事務局としても特に問題ないものと考えておりますけれども、以下の基本的な考え方について、確認をしていきたいと思っております。

まず、論点 a としまして、母集団情報につきまして、新設の企業等の把握方法は適切か。また、報告者が廃業又は調査対象外の産業になった場合、代替標本の選定などの対応は適切かというものでございます。

それから b につきましては、企業等単位の調査と事業所単位の調査はどのような考え方ですみ分けがされているのか。企業等の調査は悉皆でございますが、事業所調査は悉皆と標本が両方あるわけですけれども、こちらの設計につきましては、どのような基準・考え方に基づくものか、標本設計は妥当かというところでございます。

以上2点が論点でございます。よろしくお願いいたします。

○**菅部会長** それでは、各論点について、調査実施者から御回答をお願いいたします。

○**岡総務省統計局経済統計課長** 総務省経済統計課でございます。

まず、論点の a ですけれども、母集団情報について、新設の企業等の把握方法について。あと2つ目として、報告者が廃業等となった場合の代替標本の選定などの方法についてということでございます。まず、1つ目の新設の企業等につきましては、毎年、利用可能な最新時点の事業所母集団データベースの年次フレームを活用しております。現行の調査対象に含まれていない悉皆層の企業等、主要産業、移動電気通信業なり航空運輸業といった主要産業が悉皆層に該当する企業、それから、資本金が1億円の企業等を抽出いたしまして、翌年の1月調査から新設企業として調査対象に追加しているところでございます。

2つ目、標本層につきましては、事業所が廃業等になった場合について、まずその場合は、当該事業所への調査をそもそも中止いたします。その後、予備として抽出しておりました、その同業種での同規模の事業所を新たに調査の対象とすることにしております。これが a の論点でございます。

次に、b の論点でございますが、企業単位の調査と事業所単位の調査はどのような考え方ですみ分けているのか。企業等の調査と事業所の調査の設計はどのような考え方に基づくものかということでございます。

まず、今回の調査設計は、現行の動向調査の考え方をベースとしておりまして、同様に悉皆調査と標本層に分けて調査することにしております。

まず、悉皆の調査対象でございますが、まず企業等におきましては2つございますが、1つ目が特定の産業、いわゆる移動電気通信業、航空運輸業、そういったところに属する企業等についてと、あと2つ目が資本金1億円以上の企業等としております。事業所につきましては、事業従事者数が500人以上のいわゆる病院等に属する事業所につきましては、事業所として悉皆層としております。

次に、すみ分けの考え方でございますが、企業等につきましては、現行の調査が創設当初はまず事業所のみ調査でありましたが、平成25年に見直しを行いました。そのときにサンプル数を抑制した上でカバレッジを拡充するという観点から、企業単位の調査を導入

することといたしました。

その際に、企業等が営んでいる複数の事業活動を的確に把握する、そういった観点から企業等につきまして、事業活動別の売上高を把握する方針といたしました。ただ、一方で規模の小さい企業等につきましては、月次の調査でその事業活動別の売上げを把握することはなかなか報告者負担の観点から難しいということもございましたので、企業等の調査におきましては、1つ目といたしまして、いわゆるネットワーク産業、事業所単位での売上げ把握が困難なネットワーク産業とあと2つ目、一定規模以上の会社企業に限定した上で、企業につきましては悉皆調査にしているところでございます。

また、医療関係です。③の事業者数が500人以上の医療、病院につきましては統計の精度を担保する上で必要なそもそも企業数が少ない。加えて、売上高の分散が非常に大きいことから、調査結果を安定的に把握するために、悉皆層としているところでございます。

次に、事業所につきましては、産業、事業従事者規模別の層化抽出によって対象の事業所の抽出を行っております。その際に、産業別の売上高の標準誤差率は5～10%を目標としております。そうした精度を目標としてサンプル数を決定して、2年間固定した上で交替するようにしております。

このため、現行は令和5年の1月からですので、令和7年からサンプルを交替するというようになっております。ただし、統計の精度を担保する上で報告者数を確保することが必要な層、いわゆる売上高が大きいといったところにつきましては、交替を行わずに継続的に調査対象としているところでございます。

以上でございます。

○菅部会長 それでは、ただ今の御説明に対し、御質問、御意見をお願いいたします。いかがでしょうか。成田臨時委員、よろしく願いいたします。

○成田臨時委員 今、御説明の4ページの一番下の②の一定規模以上の会社とおっしゃった、一定規模というのは具体的に売上げ幾ら以上というように決まっていらっしゃいますでしょうか。

○岡総務省統計局経済統計課長 資本金1億円以上の企業等ということでございます。

○成田臨時委員 そうなのですね、分かりました。

○菅部会長 これは1億円と決めたのはどういう経緯なのでしょう。

○野上総務省統計局経済統計課調査官 当時の経緯が細かく分かりませんが、一般的なその大企業、中小企業と言ったときのいわゆる切れ目というのが大体世間一般、税制とかもそうかと思えますけれど、1億円以上というところが一つ、結果的な数字も含めて切りがいいというか、そういうところであったのだろうということだと思います。

○菅部会長 どうでしょうか。特に問題はないのでしょうか。どうぞ、松村委員。

○松村委員 ありがとうございます。基本的には良いと思いますが、調査対象事業所を2年ごとに変えていく、その2年にしている理由というのは何なのでしょう。またこれらの事業所は概ね2年間、ほぼ継続的に回答していただけているのでしょうか。

○野上総務省統計局経済統計課調査官 やはり毎月毎月回答いただいているというところ

の報告者負担というところも考慮しまして、合わせて24か月御回答いただくことになるので、そこで一つ、交替させていただくというような設計にしているところです。

○松村委員 ありがとうございます。ほかの動態統計とかも2年間で変えているのでしょうか。

○菅原経済産業省大臣官房調査統計グループ総合調整室統括統計官（統計改革担当） 経済産業省でございます。生産動態統計につきましては、従業者規模以上の悉皆でございますが、商業動態統計の中の一部については、2年サイクルで標本替えというような形を取っているはずでございます。

○松村委員 ありがとうございます。そうした中で、別に2年が駄目と言っているわけではないですが、なぜ2年にされているのでしょうか。

○野上総務省統計局経済統計課調査官 やはり調査の立ち上げの段階からすると、部会長の方からも、かなりよくなってきたというお話もありましたけれども、当初、サービス業については、かなり調査が難しいということがございまして、やはり調査票の設計も同様でございますけれども、かなり報告者負担を意識して立ち上げたというところの経緯がございまして、1年は少し短いのだろうということではございますけれども、できるだけその負担を抑制しようというところが、調査の設計の思想にあったというところでございます。

○松村委員 ありがとうございます。よく分かりました。

○菅部会長 この辺りは、もともと動態統計はレベルは無視して、要するに動きの傾向さえ合っていればいい、もっと言うと自分たちの持っている景気の動向と合っている動きをしていればいいという考え方を動態統計は普通はするのだけれども、この統計はGDPに使うので、レベルも合っていなければいけないという難しい問題が入っているのです。だから動態統計なのだけれども、レベルも合っていなければいけないという複雑な設計になっていて、それでこういうやり方になっていて、レベルも大体合っているし、傾向も大体合っているという設計になっている、そういう話だろうと思います。

生産動態に関してはそういう考え方はもともとなく、鉱工業生産指数のための統計だと割り切ってしまうので、傾向さえ合っていればいいという考え方です。動態統計として見ると二面性というか、その動きとレベルも合っていなければいけないという難しい設計にはなっているのですね。では、どうぞ。

○葛城内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部国民生産課長 内閣府です。今、部会長がおっしゃってくださったのですが、今の動向調査のレベル自体は使っておらず、我々は前年比あるいは前月比を重視しております。御案内かと思うのですが、JSNAのレベルは産業連関表の実額をベースにしておりますので、少し補足させていただきます。

○菅部会長 ただ、考え方としてはどちらかという、要するに金額を当てなければいけないから悉皆層を当てるわけですね。

○葛城内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部国民生産課長 月々使っているのはもちろん傾きだけですけれども、5年後に、答えが出てくる産業連関表により近くなるということがシームレスかと思っておりますので、そういう意味では、傾きがしっかり捉えられていれば5年後到達する次の産業連関表により近くなるという意味では、レベルも大事というこ

とはおっしゃるとおりかと思えます。

○菅部会長 これはでも標準誤差率を出しているということは、やはりレベルを当てにしている。そんな感じのイメージではありますね。ということで大体どういう設計なのかというのはすごくはっきりしたかと思えます。

○野上総務省統計局経済統計課調査官 確かに内閣府、QEへの提供というだけであれば、もちろん傾きという形になるのかもしれませんが、やはりその1次統計そのものとしての結果として、この産業の規模がどれぐらいでしたということも、当然一般ユーザーとしては重要だと思いますので、そういう意味では、レベルも重要なのだろうというふうに理解しております。

○菅部会長 ほかに大丈夫でしょうか。これについても御了承いただけたということで、次の審査メモの10ページ、(4)報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間について、事務局から審査状況の御説明をお願いいたします。

○永井総務省政策統括官(統計制度担当)付統計審査官室副統計審査官 それでは、資料2の10ページでございます。(4)報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間、いわゆる調査事項についてでございます。

申請内容につきましてはこの枠内でございますけれども、先ほども申し上げましたが、この調査につきましては企業等の調査と事業所調査、この2つの種類、それから、それぞれにつきまして1か月目の調査票と月次調査票という計4種類の調査票から構成されております。

表5を御覧いただければと思いますが、1か月目と2か月目、それ以外の月次の調査票との違いということにつきましては、この前月のデータを取っているか取っていないかというところが基本的には大きいというところでございます。

事業所につきましては、一部、主な事業活動の種類というところが2か月目でございますけれども、ここは基本的には変更がなければそのままであるというものでございます。

2つ目のポツにもございますけれども、基本的に、毎月の末時点を基準日として、報告を求めているわけなのですが、メインとなります売上高につきましては、1か月間の実績を御報告頂いているものでございます。

次に審査状況でございますけれども、まず、アの部分でございます。事業活動別の売上(収入)金額及び売上(収入)金額でございますけれども、こちらの次のページの図がございまして、基本的にこの企業等調査票、事業所調査票、それぞれ同じ考え方ではございますけれども、企業等の方につきましては、先ほど統計局からも御説明がありましたが、それぞれの企業等の事業活動別、最大で4つの事業活動別の売上高を把握するという格好になっております。

それから事業所につきましては、事業所全体の売上高を把握する形になっております。この事業活動の名称につきましては、基本的にプレプリントされるということでございまして、経済センサス-活動調査や、最新の回答結果を踏まえてプレプリントをされていると聞いております。

続きまして、11ページのイ従業者数でございます。こちらも次の12ページに図がござい



ますけれども、上の図が現行の動向調査ですけれども、他社への出向・派遣者を除いたものを従業者数と言っていますけれども、その総数に加えて、常用雇用者ですとか臨時雇用者、あるいはパート・アルバイトといった内訳、それに受入者を把握していたのが現行の動向調査の把握方法になります。

新調査は下の図でございますけれども、この従業者総数の内訳欄、これを廃止し、従業者総数に他社への出向・派遣者を含めます。現行の方ではこれを除いていたわけですが、これを含める形に変更されます。これは、他の基幹統計とその概念を合わせるという目的もあるそうですが、そういった形で、従業者総数につきまして、他社への出向・派遣者を含めるというような変更になるということでございます。

それから、その内訳としまして、これまではいわゆる出向・派遣というものは除いていたわけなのですけれども、その部分につきまして、別途、送出者というところで、追加して把握をするということでございます。これによりまして、現行の動向調査の概念との接続も可能となるということでございます。

それから、下のウのところですが、それ以外の変更としましては、まず1つ目としまして、法人番号欄を追加するということでございます。これは基本計画などでも求められている部分でございますが、今回、追加するというので、これも経済センサス-活動調査のデータなどを基にしてプレプリントするということでございます。

それから②としまして、税抜き欄の変更でございますが、こちらも書き方の変更になりますが、変更前は税抜きか否かというところをチェックするというような形になっておりましたが、変更後は、税込みなのか税抜きなのかというところを丸で選んでいただくというような形になっております。

こちらの方は政策統括官室の方で、「消費税の取扱いに関するガイドライン」というものを策定して、各省、申合せという形で決定をしておりますが、これに沿った形でございます。

それから13ページでございますけれどもは、備考欄の変更になります。こちらは、備考欄のその書きぶりを更に丁寧な表現ぶりにするということございまして、上の備考欄①につきましては、先ほど御覧いただきました事業活動別の売上高の備考欄として設定をされているものがございますけれども、その売上高につきまして、これまでは前年同月と比べて大きく増加、減少した場合には、具体的な理由を書いてくださいというものでございましたけれども、変更後につきましては、前年同月と比べて特記すべき変動・状況がある場合には、書いてくださいという記載ぶりとなっております。

下の方は、いわゆる売上高のその他の欄、事業所の場合であれば末尾の方に備考欄があるわけなのですけれども、その調査対象の会社、団体においてその大きな変更、変化があった場合にその状況を記入してくださいというところにつきましても一部事業活動のほかに、会社の大きな変化があった場合にはその状況を記入してくださいという形で、少し記載を追記しているというような形になっております。

調査事項の中身につきまして、基本的には今の動向調査をそのまま踏襲しているということでございますが、従業者数、法人番号、税抜き欄などに変更があるということになっ

ております。

それから、次のエの部分でございますけれども、現行の経済産業省の特サビ調査、こちらの方では、調査事項として売上高のほかに特定産業の特性事項、例えばゴルフ場の営業ホール数ですとか、ボウリング場の総ゲーム数を把握しておりますけれども、新調査の方では、これらの特性事項について把握をしないということになっております。

オの部分でございますけれども、このような形で、基本的には今の動向調査を継承しつつ、利用者のニーズも把握して改善を図るということになっております。報告者負担の軽減、それから精度の向上、他統計との整合性、このような観点からは、事務局としては適当であると考えておりますけれども、新規の基幹統計調査でございますので、調査事項の基本的な考え方について確認をさせていただきたいと思っております。

論点でございますが、まず a としましては、調査事項は、どのような基本的な考え方に基づいて設定をされているのか。調査の目的に照らして、調査事項は必要十分と言えるのかという点でございます。

それから、b につきましては、企業等単位の調査における事業活動別の売上高を把握するということになっておりますけれども、現行の動向調査における回答状況についてはどうなっているのか。企業等が管理している情報が、当然ながら日本標準産業分類の項目とは必ずしも一致しないということでございますが、事業活動別に報告することについて困難なケースがないのかという部分について確認をさせていただきたいと思っております。

それから、c でございますが、現行の動向調査におきまして従業者数、それから内訳を把握しているのですけれども、今回これを廃止するということですが、これを把握しないことによるその利活用上の支障はないのかという点でございます。

それから、d につきましては、税込み、税抜きの話でございますが、売上高におけるその消費税への集計の変更に伴って、過去のデータとの接続について問題はないかというものでございます。

ちなみに、この d につきましては、後ほど（6）の集計事項のところでも、過去との接続について議論をしたいと思っておりますので、そこでまた改めて統計局の方から御回答いただいで御審議いただければと思っております。

それから e の部分でございますが、現行の特サビ調査において把握している特性事項、これを把握しないとした理由、それから、調査の目的に照らして、特性事項を把握しないことは適当かどうかという点につきまして、確認をさせていただきたいと思っております。

事務局からは以上でございます。

**○菅部会長** ありがとうございます。それでは、各論点について調査実施者から御回答をお願いします。

**○岡総務省統計局経済統計課長** 総務省経済統計課でございます。

まず、論点の a と b につきまして、回答させていただきます。まず、a の調査事項をどのような基本的考え方に基づき設定されているか。また、c はそれに関連いたしまして、現行の動向調査において、その従業者数の内訳を把握している理由は何か。内訳を把握しないことによる支障はないかということでございます。

まず、調査事項の設定の基本的な考え方でございますが、これは現行の動向調査を引き継いでおりますので、過去のこれまでのサービス産業動向調査の利活用の状況を踏まえれば、動向調査の売上高を継続的に把握することによって、この調査の目的である「サービス産業の事業活動の動態を明らかにする」ということは十分に可能であると考えております。

一方、今回先ほど申し上げた基本的な考え方で説明いたしましたが、報告者負担の軽減ということと、他の統計の調査事項との整合性を図るというこの2つの観点から、見直しを行っております。他の統計の調査事項との整合性を図るとするのは先ほど事務局から説明があったとおり、総従業者数の出向者・派遣者数を今まで取っていなかったものを、他の経済構造実態調査や経済センサス - 基礎調査、商業動態統計調査と似たような統計で取っている調査項目とそろえるということにしております。また、それによって報告者負担の軽減に資するものと考えております。

それで2つ目でございますが、内訳を廃止している理由でございますが、これにつきましては、これまで従業者数と内訳につきましてはサービス産業の動向に関する情報の一つとして把握してきたものでございますが、内訳につきましては、その利活用のニーズの観点から、利活用の実績が特段ないというのが現状でございます。

これにつきましては恐らくでございますが、従業者に関する分析とかにつきましては、毎月勤労統計とか、あと労働力調査など雇用関係の統計が用いられているということから、利用されていないと考えております。したがって、この内訳については削除しても問題ないと考えております。

一方、従業者数そのものにつきましては、欠測値補完など審査のプロセスにおいて使用しているという実態があることから、新調査においても引き続き把握する必要があると考えております。

論点のbでございます。企業単位の調査におきまして、事業活動別の売上げを把握するとしておりますが、現行の動向調査における回答状況はどうかということでございます。2つ目といたしまして、企業が管理している情報が、日本標準産業分類の項目と一致していないのではないかつまり、事業活動別に報告することが困難なケースはないかということでございます。

こちらにつきましては、現行の動向調査の企業単位の調査においても事業活動別の売上高を把握しているところでございます。企業単位の調査の対象となる企業は悉皆調査ということになっておりまして、これまで、継続してずっと調査している対象となっております。

事業活動については、先ほど事務局から説明ありましたように、その企業の最新の回答結果を用いてプレプリントを行った上で回答を得るようにしております。これによって報告者負担の軽減と、あと正確性の確保も行うようにしております。

また、その調査する際には、注意喚起ということで事業活動の例示とか間違いやすい業種の注意とか、そういったものを書いた解説書を配布して誤解することがないように配慮しているところでございます。

さらに、企業等からその事業活動内容について修正の回答があった場合には、必ず疑義照会を行って、その修正が企業等の誤解によって生じているものではないか、そういったところの確認まで行うように努めているところでございます。

続きましてdでございます。これは後ほどまとめて回答させていただきます。

eの論点でございますが、現行の特サビ調査において特性事項を把握していないことの原因は何かということでございます。サビ動、いわゆる動向調査と特サビ調査と今回の整理の統合に当たりましては、特に特サビ調査の利活用の状況につきまして、経済産業省が中心となって、経済産業省内と政府利活用リストの登録先に対して、調査結果に対するニーズの精査を行ったところと承知しております。

その結果、政策部局などにおきましては、引き続き細分類の業種区分の売上高の動向を把握する必要があると整理されたものは、後ほど御説明いたします特別集計とすると整理がされたものと承知しております。

上記の整理を行った上で、売上高以外の固有の調査事項、いわゆる特性事項につきましては、新調査においては把握しないものの、今後の在り方について、必要性の有無も含めて経済産業省において引き続き検討中であると承知しております。

以上でございます。

**○菅部会長** それでは、ただ今の御説明に対して、御質問、御意見をお願いいたします。aからeまでありますけれども、いかがでしょうか。

松村委員、よろしくお願ひいたします。

**○松村委員** ありがとうございます。報告者の立場から申し上げさせていただくと、今回の見直しは適切であると思っております。基本的にスクラップ・アンド・ビルドのスクラップのところも働かせ、プレプリントもしていただき、雇用欄も非常にシンプルな形にされるということで、大変ありがたいと思っております。

1点御質問なのですが、事業活動内容について修正回答があった場合は必ず疑義照会を行っているとのことですが、この視点での疑義照会というのは、結構あるものなのでしょうか、それとも、ほぼないという感じなのでしょうか。

**○菅部会長** どうぞ。

**○野上総務省統計局経済統計課調査官** 件数自体は、それほど多くないというように聞いております。委託事業者の方で行っているところでございますので、聞いた範囲ではそれほどないというところはございます。

**○松村委員** 比較的皆様、正確に記入していただけているということですね。

**○野上総務省統計局経済統計課調査官** そういふところもございまして、プレプリントというのは前月に返ってきた内容でございますので、それほど毎月毎月、その事業内容が変わるということはないことから、継続してやっていく部分についてはうまく書けているということかと考えてございます。

**○松村委員** ありがとうございます。しっかりプレプリントしていただけると、正確な記入につながるというところもあるかと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひできればと思っております。以上です。

○菅部会長 そのほか御意見ありますでしょうか。どうぞ。

○宮川臨時委員 御説明ありがとうございます。基本的に私も全く賛成なのですが、1点少し確認させていただきたいのは、事業活動別というところでプレプリントするのは、これはもうJ S I Cそのものを書くという感じですか。

○野上総務省統計局経済統計課調査官 はい、おおむねJ S I Cも入ってございます。

○宮川臨時委員 これは先ほどの話でいうと、例えば年次推計に使うコモ法とかという話になってくると、今後は基準改定すれば生産物みたいなのが入ってくるわけですね。それで、それからまたシームレスでということで第二次年次推計と矛盾ない形にする必要がありますが、そもそも部門が粗いので、大体大丈夫なのだろうなというのは思うところですが、細かいところで、微妙にずれてくる場所があるのかもしれない。

そこで教えていただきたいのは、ここに書くプレプリントの内容は今の説明ではほぼJ S I Cというお話でしたけれど、その内容というのは特に、絶対これというのは決まっているわけではないのですか。

○野上総務省統計局経済統計課調査官 絶対とは決まっておりませんが、基本的には変えていないというところではございます。

○宮川臨時委員 当初決めたものから変わっていないという話だということですね。

○野上総務省統計局経済統計課調査官 基本的にはそうです。

○宮川臨時委員 その辺は、この場で議論して決めるような話ではないのかもしれないですが、しっかり検討するということは将来的にでよいと思うのですが、また、生産物分類がもっとしっかり基準改定されてその後という話かもしれませんが、ここで特段何もそれは書いていなかったもので、少し確認させていただいたという次第です。

○野上総務省統計局経済統計課調査官 御指摘ありがとうございます。まさしくシームレスという点については、SNA部会の方でも、私どもの行っている経済構造実態調査の方を第二次年次推計の方に活用を進めていただけたというように聞いておまして、当然、第一次年推計との関係が出てくるということは承知してございます。一方で、まだその生産物の活用自体も年次推計も含めてあるいは基準年も先にあるのでしょうかけれども、まだ、いろいろ試行錯誤もあるというところがございますし、生産物分類自体も月次調査に対応した粒度の検討も今後あり得るというように理解しておりますので、そういった周辺状況を踏まえながら、かなり中期というか長期なのかもしれませんが、認識はしてございます。

○菅部会長 ほかに御意見ありますでしょうか。今、松村委員の方からスクラップにきちんと対応しているので適切だということと、事業活動の部分については、恐らく将来的には生産物が反映されるのではないかという意見がありました。

前向きな御意見を頂きましたので、了承いただけたとまとめたいと思います。

それでは、次に審査メモの14ページ、(5)報告を求めるために用いる方法について、事務局から審査状況の御説明をお願いいたします。

○永井総務省政策統括官(統計制度担当)付統計審査官室副統計審査官 事務局でございます。資料2の14ページでございます。(5)報告を求めるために用いる方法ということで、

こちらの方は調査方法についての確認でございます。

申請内容につきましては枠の中でございますけれども、まず、調査票の配布・回収につきましては、民間事業者を活用して郵送・オンライン調査で実施をするものとなっております。

それから、オンライン調査につきましては、統計センターが提供しております政府統計共同利用システム、それから同じくセンターが提供しております政府統計オンラインサポートシステム、これを利用した方法で実施をするということでございます。

それから、先ほどこれも御説明しました現行の動向調査と特サビ調査では、重複是正を行って、データ移送をしておりますけれども、今後この2つの調査が統合されることとなりますので、このような作業が不要になりまして、審査業務が効率化されるということが期待されているところでございます。

審査状況でございますが、まず、アの部分でございます。現行の動向調査につきましては、調査票の回収について、計画上、民間事業者を活用した郵送・オンライン、それから調査員調査で実施をしておりますけれども、本件申請では、引き続き民間事業者を活用しまして、オンライン・郵送により実施をするということになっております。

なお、この注にもございますが、現行の動向調査では、その調査方法の一つとして調査員調査が位置付けられておりますけれども、実態としてこれは一部の調査対象につきまして、督促手段の一つとして委託事業者が雇用している調査員を派遣をして、報告者から、その際に回答が得られれば回収するというようなものであるとお聞きしております。

このようなことございまして、全ての調査客体がこの調査員調査という手法を活用できるという状態になっているわけではないということもありますので、本件申請では調査計画上、これを調査方法としては位置付けず、オンライン・郵送調査で実施するという整理をしたということでございます。

それから、イの部分でございますけれども、また、オンライン調査につきましては、先ほど申し上げました政府統計共同利用システムを用いた方法に加えまして、統計センターが実施しております企業調査支援事業を活用しまして、政府統計オンラインサポートシステムを利用した方法を追加することとされております。

それからウの部分でございますが、さらに今回、原則としてオンライン回答をするという方向で検討を進めるというように聞いております。報告者のオンライン環境に配慮したその回答環境の整備、これを進めるということでございます。

これらにつきまして、エの部分でございますが、回答率やオンライン回答率、この向上、それから結果精度の確保・向上を図る観点から、事務局としては、おおむね適当であると考えておりますけれども、御承知のとおり第IV期基本計画の方では、今後5年間で、基幹統計におけるその回答に占めるオンラインによる回答数の割合を、企業系調査では8割以上という、かなり高い目標を設定されております。

また、後ほど御説明しますが、現行の動向調査の回収率はそこまで当然至っていないということもございますので、このような部分につきまして以下の点を確認したいと思っております。

論点でございますけれども、まず a としましては、近年の調査票の回収率、それからオンライン回答率はどのように推移しているのか。調査票の配布・回収・督促・疑義照会の流れの中で、どのように回収率及びオンライン回答率の向上を図っているのかという部分でございます。

それから b としましては、調査対象企業のうち、企業調査支援事業の対象となるものは、どの程度の企業数と想定しているのか。また、政府統計オンラインサポートシステムを通じて、具体的にどのように回答を得るのか。それから、これを活用することによってどういった効果が期待されるのかというところを確認したいと思います。

それから、c としましては、基幹統計としての統計精度の確保・向上の観点から、回収率やオンライン回答率の目標についてどのように考えているのか。今後の回収率やオンライン回答率の向上に向けて、どのような方策を講じることとしているのか。講じることとしている方策は適切かという点について確認をさせていただきたいと思います。

事務局からは以上でございます。

**○菅部会長** ありがとうございます。それでは、各論点について調査実施者から御回答をお願いいたします。

**○岡総務省統計局経済統計課長** 総務省統計局経済統計課でございます。まず、論点 a の回収率とオンライン回答率の推移と、その率の向上に向けた取組でございます。

資料 3 の 7 ページ目のグラフを見ていただくと分かりやすいと思いますが、回収率の推移ということでいずれも確報値でございますが、令和 2 年、3 年、4 年の 3 か年分でございます。おおむね年平均で 60% 強ぐらいで推移しているところでございます。

1 ページおめぐりいただきまして、オンライン回答率の推移でございます。これも過去 3 年分、令和 2 年から 4 年分の 3 年間でございます。令和 2 年が年平均で 31.2% から令和 4 年にかけて約 15% 上昇して 45% となっております。大体 1 月に上昇している傾向がうかがえます。

調査票の回収率向上に向けた取組でございますが、まず電話、はがき等による督促、それから回収率が低くなりがちな小規模の事業所について、調査員が直接訪問して督促を行っているところでございます。

また、オンライン回答の推進のために、紙での報告があった者、また回答いただけない客体に対しては、定期的にオンライン回答を促す文書を配布したりしているところでございます。

論点 b でございます。企業調査支援事業の対象となるのはどの程度の企業数か。また、政府統計オンラインサポートシステムを通じてどのような回答を得るのか。あと 3 つ目として企業調査支援事業の効果ということでございます。

まず、1 つ目でございます。企業調査支援事業の対象につきましては、約 1,000 企業と想定しているところでございます。2 つ目のどのように回答を得るのかということでございますが、政府統計オンラインサポートシステムというものは、まず、企業の担当者と独立行政法人統計センターの職員が双方向のやり取りをする企業専用のポータルサイトでございます。これを使ってやり取りするということになります。

それを使って調査票の送受信、個別質問の受付・回答や企業への疑義照会、こうしたものを統計センターのその企業を直接担当する専任の職員がサポートするというところでございます。こうしたきめ細やかな対応によって、企業からの回答率の向上、また、安定化により、精度の確保が期待されるところでございます。

企業調査支援事業の対象となる企業は、調査結果への影響が非常に大きい企業でございますから、こうした企業から確実かつ正確に回答いただくことによって、調査全体における回収率の向上、また、結果の精度確保にもつながるものと考えているところでございます。

論点のcでございます。回収率やオンライン回答率の目標、また、その率の向上に向けた方策についてでございます。

まず、回収率につきましては、取組といたしましては、統計センターによる企業調査支援事業、これを実施することによって、結果への影響が大きい企業については高い回答率が得られるのではないかと考えているところがございます。また、その他の企業・事業所につきましても、基幹統計調査になるということで非常に重要な統計調査であるということを十分に説明して、十分に理解いただくと、このような取組を進めていこうと考えております。

また、こうしたことから取組を進めまして、他の基幹統計調査と同様に、回収率の向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

次、オンライン回答率につきましては、目標につきましては、先ほど事務局の説明がありましたように、第IV期の基本計画である企業系調査で8割以上を目指すということになっておりますので、これに向けて引き続き取組をしなければならないと認識しております。

具体的な取組でございますが、その前に企業ヒアリングを今回動向調査の企業対象に行いまして、本年2月から3月にかけて、産業中分類別の売上高ベースで上位10社に入る企業を中心に20社選定したところでございます。そうした企業にヒアリングを行いまして、紙の調査票で回答している理由を尋ねたところ、紙の調査票が配られているからといった回答や、従前の回答方法を踏襲しているといった回答が大多数であって、そもそも紙の調査票でなければならないというような状況は少なかったということが企業ヒアリングの結果分かったところでございます。

このような状況を踏まえまして、今後の取組といたしましては、まず、調査票を配布せずにオンライン回答用のID・パスワードのみを配布して、希望のあった客体だけ調査票を配布するという方法を検討しています。ただ、この場合におきましては、従業者数が10人未満の事業所につきましては、オンライン回答率が2割程度と低いので、そういった事業所につきましては、当初から調査票も併せて配布した上で、徐々にオンラインでの回答を促していくという方法で検討しております。

また、2つ目の取組といたしましては、パソコンでの回答が困難な小規模の事業所でオンライン回答ができるように、スマートフォン用の電子調査票も作成するというところも予定しておるところでございます。

最後にオンライン回答率の向上に向けて、まず、調査項目自体を売上高と従業者数の2



種類しかないということをしっかり説明して、オンラインでの回答が簡単で、容易であるということアピールして、それぞれ取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

**○菅部会長** ありがとうございます。それでは、ただ今の御説明に対し、御質問、御意見をお願いいたします。松村委員、どうぞ。

**○松村委員** 御説明ありがとうございます。1点目は、先ほど8ページ目のグラフで、この1月にオンライン回答率が上がるのですけれども、これは先ほど言った2年ごとのサンプル替えて、たまたまオンライン回答率の高いところが入ってきてこういう動きをしているということなのですか。それとも何か別の工夫や要因があったりするのでしょうか。

**○岡総務省統計局経済統計課長** ありがとうございます。客体いわゆる標本の切替えが行われたのが令和3年1月と令和5年の1月ですので、令和3年1月は標本の切替えが行われますので、かなりこういう調査がありますというプッシュを非常に激しく行う時期で、そのときに併せてオンライン回答をよろしく願いますという、非常に接触する時期ですので、それで恐らく回答率が上がったのではないかとこのように考えます。

あと4年の1月のところ、ここは廃業があった企業、新たに新設で入る企業がありますので、そういうところと接触する機会がありますので、そういう直接接する機会があるとやはり上がるのではないかと推測しているところでございます。

**○松村委員** ありがとうございます。直接会って働きかけをすると、オンライン回答率が上がるという御説明だったと理解しました。そうしますとなかなかマンパワーもあって難しいわけですが、文書を配布して取り組んでいきたいとありますけれども、やはりただ文書を配布するよりは何かそういう機会があると、より回答として上がっていくということなのですかね。

次の質問は10ページ目のところで、オンライン回答した数値というのは、作成側で集計するときにはそのまま集計フォーマットに数字が落ちてくるという理解、つまり、紙での回答であればそれを打ち込まなければいけない作業が生じると思うのですが、オンラインで回答した場合は、そのまま手間なく使えているという認識でよろしいでしょうか。また、もし回答した後に訂正したい場合のプロセスというのは、どのようになっているのですか、この2点をお伺いしたいと思います。

**○菅部会長** よろしく願いいたします。

**○野上総務省統計局経済統計課調査官** おっしゃるとおり、紙での調査票で回答しますと当然入力するという事務がどうしても出てくるのですけれども、オンライン調査ですと、元々電子データでございますので、フォームの変換は当然ありますけれども、再入力するという手間は当然なくなるというところでございます。

また、オンライン調査、他の調査もそうですけれども、再登録はシステム上、可能な状況になってございますので、間違えたということで修正することは、締めるタイミングというのは当然ありますけれども、仕組み上は可能な形にはなってございます。

ただ、月次のタイミングでございますので、ちょうど集計プロセスとのタイミングとい

うのは当然出てこようかと思えますけれど、例えば速報のタイミングでどうしても間に合わなくても、確報のタイミングで修正されるというところがございます。

○松村委員 ありがとうございます。そうしますと、その締め日までは、オンライン上で訂正ができるようになっているということですね。

○野上総務省統計局経済統計課調査官 確報までは対応可能でございます。

○松村委員 分かりました。いずれにしても修正ができるという形ですね。ありがとうございます。

あと1点目の方で、オンライン回答だと基本的に入力の手間が省け、精度も担保できるので、統計の作成者側からしても大変望ましいと思います。ただ10ページのところの書きぶりが、調査事項が2項目しかないからオンラインで回答してもらうようにするというロジックになっていますが、2項目しかないから紙で出すという方がむしろ回答している側からすると正しい認識かと思えます。先ほど直接会うと回答率が上がるといったお話もありましたが、オンライン回答の多様なメリットをもう少し訴えて、そちらに誘導していただければと思います。

○岡総務省統計局経済統計課長 先ほどの点でございますが、この書きぶりが少しおかしくて申し訳ございませんでした。企業ヒアリングをしたときに、実際に回答していない企業を訪問して、こういうのがあるのですよというのを説明したら、ああ、この調査は2つしかないのですねというような企業もありましたので、そうした回答をしていただけないところにも接触して、こういう売上高と従業者数の調査ですので、よろしく願いますということは引き続きやっていくとともに、オンライン調査、回答率、その向上に努めていきたいと思っております。

○菅部会長 ほかに御意見、御質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

オンライン回答率が何と2年間で10ポイントも上がっているという、これは偶然ですか、それとも今後もこの感じで上がっていくでしょうか。

○岡総務省統計局経済統計課長 そうですね、他の調査でいくと例えば経済構造実態調査もやはり着実に上がっていますので、このサビ動につきましてもまだ上がるのではないかなというふうには思っています。ただ8割という目標はかなり高い目標であると感じております。

○菅部会長 もちろんそれはそうでしょうけれども、何となくいい線いきそうな感じではある。到底無理という話ではなくてということです。ほかによろしいでしょうか。

これについては、当然かなり前向きな話ですので御了承いただけるものと思われま。

それでは、その次、少し重要な案件がありまして、次に審査メモの15ページ、(6)集計事項について事務局から審査状況の御説明をお願いいたします。

○永井総務省政策統括官(統計制度担当)付統計審査官室副統計審査官 それでは、資料の2の15ページ、(6)の集計事項の部分でございます。

集計事項につきましては、この枠内のおりでございまして、2つございます。1つが事業活動の産業(中分類)別の売上(収入)金額。それから、2つ目は事業所・企業等の

産業、これも中分類ベース別の売上金額、それから従業者数ということでございます。

この集計事項につきましては、基本的に現行のサービス産業動向調査の集計事項を踏襲しているものでございます。先ほど申し上げましたこの集計事項といいますのは、基幹統計の範囲、基幹統計の内容を具体化するものでございます。

イの部分にございますが、また、総務省の方では、経済産業省のニーズ把握の結果を踏まえまして、特サビ調査で公表している細分類ベースの売上高に対するニーズ、これに対応するため上記の集計事項とは別に、参考表として細分類ベースの特別集計を行うということでございます。

今の既存の動向調査、それから新調査もそうですが、基本的にその集計事項というのは産業（中分類）ベースの集計が想定をされているということでございますが、それよりも細かい集計のニーズというもの、これが経済産業省では特に政策ニーズというところから発生しているわけなのですけれども、それに対応するというのでこれを参考表として、別途特別集計を行うということでございます。

それから、ウにつきましてもですが、これらにつきまして法人番号やその集計の過程でのみ用いられるものを除きまして、基本的に全ての調査事項が漏れなく集計されているということでございます。また、この調査の目的でございます「我が国におけるサービス産業の事業活動の動態を明らかにするサービス産業動態統計を作成する」、この調査の目的を踏まえまして、基本的には先ほど申し上げました、その広範な利活用が想定される現行の産業（中分類）ベースの動向調査の集計事項、これを本調査の集計事項として位置付けるとともに、それ以外のニーズにつきましては、特別集計として柔軟に対応をするということでございまして、事務局としては、適当ではないかと考えておりますけれども、基幹統計としての妥当性や、新たな統計の公表に当たっての留意事項などについて確認をしたいと思っております。

16ページの論点でございますけれども、まず a としましては、本調査の結果は、事業所調査の標本交替を伴う断層処理も含めまして、現行の動向調査とどのように接続をするのか。本調査の結果の公表に当たりまして、統計利用者への留意点についてどのように周知を考えているのかというところでございます。これは統計委員会の方でも、委員から御質問があった部分でございますので、御留意いただければと思います。

また、再掲でございます。これは先ほど（4）のところ、先延ばしにしておりましたけれども、いわゆる売上高における消費税込みの集計への変更に伴う過去のデータとの接続。これにつきましてもここで少し確認をさせていただければと思っております。

それから、b でございますが、先ほど申し上げた特別集計につきまして、具体的にどのような業種を対象に、どのような集計を行う予定なのか。また、調査計画上の集計事項の範囲には含めずに、参考表として位置付けているのはなぜかという点でございます。

c としましては、集計事項は、利活用ニーズを踏まえたものとなっているかという点、それから、調査の目的に照らして、集計事項は基幹統計の範囲として適切かという点、この3つにつきましても、御確認をお願いいたします。

以上でございます。

○菅部会長 ありがとうございます。それでは、各論点について調査実施者から御回答をお願いいたします。

○岡総務省統計局経済統計課長 総務省経済統計課でございます。

まず論点の a と、先送りしていましたが、まず、接続についてと、集計、周知についてです。まず、接続についてでございますが、現行の動向調査につきましては、標本交替後の客体に対しまして、「1 か月目調査票」というものを配布しております。当月の売上高に加えて前月の売上高も記入していただくという調査設計となっているところでございます。事業所調査の標本交替の際には、標本交替前の客体の前月分の集計値と、標本交替後の客体の前月分集計値を用いて産業別にリンク係数というのを算出いたします。

そのリンク係数を標本交替前の各月の集計値に乗じることで、標本交替による変動を調整しているところでございます。新調査においてもこれまでと同様に標本交替に伴う変動を調整して、過去のデータと接続させる予定でございます。

次に、先に送っていた論点の消費税の関係でございますが、現行の動向調査におきましては調査票に記載のとおり、消費税抜き／込みの金額によって集計、公表しているところでございます。併せて消費税抜きのチェック欄情報を活用して消費税込みの売上高を参考値として公表しているところでございます。

新しい調査につきましては、平成27年に策定されましたガイドラインにのっとりた方法で、消費税抜きの売上高は税込みの補正をした上で集計して、過去のサービス産業動向調査の系列と接続して公表することを予定しているところでございます。

これらの点を踏まえまして、新調査におきましては、令和7年1月分の調査の集計時に、従来の標本交替における変動調整に加えて消費税補正の変動を併せて調整しまして、標本交替前の消費税補正前の集計値、標本交替後の消費税補正後の集計値を用いたリンク係数を算出しまして、過去の集計値、これは今の調査体系となりました平成25年から令和6年までに当該リンク係数を乗じて遡及することを予定しております。

周知の方法でございますが、動向調査からの集計事項から変わらないものの、基幹統計調査に変わる点など調査実施の環境が異なる点による影響の可能性があることを踏まえまして、新調査の集計結果の時系列比較を行う際には留意していただきたいということを公表資料、また、ホームページの利用上の注意として記す必要があると考えておりますので、このような取組をしようと考えております。

続きまして、特別集計について、どのような業種を対象にどんな集計を行うのか、また、参考表として位置付けるのはなぜかということでございます。

まず、特別集計につきましては、現行の特サビ調査で公表している詳細な業種別の集計結果に対する政策ニーズに対応するためのものと考えております。具体的な業種につきまして、パッケージソフトウェア業、情報処理サービス業、遊園地・テーマパーク等の業種でございます。これらにつきまして、細分類ベースでの特別集計を行って、毎月の公表時に参考値として併せて公表するというように考えております。

特別集計の方法につきましては、本調査で把握する事業活動別の売上高を用いることと

しております。一部業種につきましては経済センサス - 活動調査や経済構造実態調査の詳細な品目別売上高の構成比も活用することを予定しているところでございます。

参考表として位置付けるということでございますが、特別集計につきましては、産業中分類よりも詳細な分類での集計となるため、必ずしも十分な精度が保障できないことから、本集計とはせずに参考表として公表することを考えているところでございます。

最後cでございます。集計事項は、利活用ニーズを踏まえたものになっているかということでございますが、現行の動向調査と特サビ調査の集計結果は幅広く活用されているところでございます。繰り返しになりますが、内閣府のQE、経済産業省の第3次産業活動指数等々に利用されていると承知しております。

新調査の集計結果も、引き続き、こうしたニーズがあるものと想定しておりまして、新調査の集計事項はこれまでの利活用の観点からニーズを踏まえた十分なものになっていると考えているところでございます。

以上でございます。

**○菅部会長** どうも御説明ありがとうございました。

それでは、ただ今の御説明に対して御質問、御意見をお願いします。よろしいでしょうか。

一つだけ、どういう場合に特別集計と言うのですか。

**○野上総務省統計局経済統計課調査官** 当初の調査計画からの追加集計というのが一つあるのかなと思いますけれども、一例で言いますと例えば経済センサス - 活動調査ですと、元々、民営事業所の部分しか売上げを取っていないのを、参考で公営事業を行政記録からくっつけて公表するのですけれども、これを基幹統計の結果かというところと少し違うだろうというのと、ネットワーク型産業の売上高を按分するとかなり強い仮定といいますか、推計が入ったもの、オリジナルの基幹統計として公表するには精度が担保できないとか、そういったものが比較的特別集計となっているのかなと考えておりまして、今回も同様の考えで、特別集計にしているというところでございます。

**○菅部会長** 特別集計されたものは参考表なのですか、この辺りも前からよく分からないのです。

**○野上総務省統計局経済統計課調査官** 恐らく調査計画に入っていないものを一般的に特別集計と言っているものと考えております。

**○山形総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官** 補足をさせていただきます。

特別集計とか参考表とかは、いわゆる通称です。調査計画上に載っている集計事項は、総務大臣が承認している範囲ですが、それ以外のニーズに個別に柔軟に対応する目的で、調査実施者が、統計法第32条の調査票の二次利用のスキームを使って、調査計画とは別の対応をする場合、その世界のことを調査実施者が特別集計、参考表と呼んでいるということです。

**○菅部会長** 本来、統計委員会は集計表の承認に関わるのが主な仕事なので、それで必要な集計表はもう十分満たされているけれど、更に加えてというのが特別集計ということですね。

○山形総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官　そうです。特別集計ですと、調査票情報の二次利用というスキームでやりますので、総務大臣の承認が要らない範囲で、実施者のニーズに応えるという対応をしていただくという世界になります。

○菅部会長　20年来の謎が解けました。分からないで使っていたというのはあるのですが、ほかに何かありますか、どうぞ。

○宮川臨時委員　今のお話は、なるほど特別集計でこういう形でやるのだというのは納得いたしましたけれども、この中で経済センサス - 活動調査や経済構造実態調査の詳細な品目別売上げの構成比を活用して推計するというようなことが書いてあって、それがまさに加工するところで、特別な参考になるところなのでしょうけれども、これは是非どうやってやったかというのは書いておいて、出しておいていただきたいというのはユーザー側から思うのですが、それは後の話としても、これと少し似ていますが、違う話で欠測値補完は、これではされるのですか。先ほど従業者数のところで欠測値補完を使うと書いてあったのですけれど。

○野上総務省統計局経済統計課調査官　欠測値補完は、本体集計の過程の中で行ってございます。

○宮川臨時委員　この統計調査でも本体集計の方は欠測値補完した結果を出すということでもよろしいわけですね。そのときにその欠測値補完の方法とかというのは、例えばどこまでやるかとか、そういうことはここでは決めないわけですね。

○菅部会長　統計委員会では、たしか欠測値補完までは審議しないですね。

○山形総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官　事務局として、一般論としては集計プロセス、どうやって集計するかというのは、基幹統計調査の場合は総務大臣の承認の範囲外になります。統計委員会は幅広く御意見を伺っているため、それに関する議論を除外するというものではないのですけれども、総務大臣の承認の範囲外にはなりません。

○菅部会長　諮問されることがないということですね。

○山形総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官　調査計画に事細かい集計プロセスの話は載っておりませんので、それについて統計委員会に御意見を伺っているという建付けにはなっておりませんが、統計委員会で幅広く御意見を伺うということは非常に有意義だと思います。

○宮川臨時委員　ほかの統計にしても結局、欠測値補完をやっていますと書かれていて、ただ、その詳細にどこまでやっているか。漠然とした方法は例えばホットデックや、横置きでとか書いてあるのですが、欠測値補完できないものというのもあったりして、結局、どこの範囲をどういう基準でどう補完したということは不明で、使う側としては難しい部分があるのです。ですから、ここで議論する話ではないのかもしれないのですけれど、本当はそこもしっかり書いておいていただくとよいと思うのですけれど、公表していただく統計ごとに違うことをやられると思うのですが、それは結構、使う側として重要だと思います。

○山形総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官　頂いた御意見は、統計をオープンする際の品質の保証、品質をオープンにするという観点から非常に重要な御指摘だと思います。

います。調査計画に書いていないことですので、必要的付議事項ではないのかもしれませんが、有益な御意見だと考えます。

○**菅部会長** 海外では、あまり細かい欠測値補完の内容をしゃべると、それは統計法違反になるという国もあるのです。なかなか難しいとは思いますが。

少し確認なのですが、事業従事者数は調査項目になくて、調査項目から計算されるから基幹統計の対象外なのですけど、これは従業者数になっているのですか。事業従事者数はどうなのですか。

○**野上総務省統計局経済統計課調査官** あくまで調査事項の従業者の総数、受入者、送出者の計算の結果出てくるものでございますので、あくまで調査事項の結果という形での基幹統計の結果という形になります。

○**菅部会長** これは従業者と書いてあるので、事業従事者数は入っているのでしょうか。

○**野上総務省統計局経済統計課調査官** はい、従業者数という大きなカテゴリーの中に事業従事者数も入っています。

○**菅部会長** わざと事業従事者数が入っていないのかと思っていたのですけれど、この中に入っているのですね、分かりました。了解しました。

ほかに、どうぞ。

○**松村委員** ありがとうございます。先ほど宮川臨時委員がおっしゃられたこととも少し関連するのですが、今回論点 a のところにもあります「周知」についてです。統計ユーザーの立場からすると、事前の周知を丁寧に分かりやすく、是非しっかりとお願いできればと思います。

こういうリンク係数の話もそうですし、消費税の扱いやカバレッジ、基幹統計になったということも含めて、今までと何が同じで何が違うのかを事前にしっかりした周知をよろしくお願いします。

○**菅部会長** 今のお話に関連して、統計局から公表されたときに、いろいろな系列が出てくるではないですか。ユーザーはどれを使ったらいいか。つまり御推奨はどれなのかが分からないわけです。その辺り、書きづらいことは分かるのですけれども、それとなく、これを使ってみたいなものを出していただけると。やはり経済センサスも複雑なので、どれを使っていいか分からないというのは結構多いので、統計局の主観から見て、これをお使いくださいみたいな雰囲気的には、書くのはつらいのはよく分かるので、入れたらいいのではないかと思います。

あとは標本交替については白塚委員から入っているので、このやり方で進めていって、遡及は難しいと思うけれど、リンクはできるということを統計委員会で説明できればいいのではないかなと思います。

それでは、もう一つ議題がございますので、これについては、御了承いただけたということで、最後の報告を求める期間及び調査結果の公表方法及び、2つあるのですね、公表方法及び期日について御説明をお願いいたします。

○**永井総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副統計審査官** それでは、資料

2の16ページでございますけれども、報告を求める期間及び調査結果の公表方法の期日の部分でございます。

まず、枠内の申請内容でございますが、調査票の提出期限につきまして、こちらにつきましては現行の動向調査では翌月20日となっておりますが、これを新調査では翌月の15日ということで、5日間前倒しをされるという計画でございます。

それから調査結果につきましては、e-Stat、これは政府統計総合窓口のホームページにありますけれども、それから、印刷物によりまして速報を調査月の翌々月下旬に、それから確報を調査月の5か月後の下旬に二段階で公表することになっております。

まず、審査状況のアの部分でございますけれども、まず、申請では、提出期限につきまして今御説明しましたとおり、現行のものから5日前倒しをするというような計画でございます。

これにつきましては、調査結果の早期公表に資する観点から、調査対象企業にヒアリングを実施した結果も踏まえて、可能な範囲で前倒しを行うものであり、主要な月次の基幹統計調査とも同様の提出期限になっておりますので、おおむね適当と考えますが、報告者に無理が生じることがないか確認する必要があるかと思っております。

続きまして、公表の期日につきましてですが、今の動向調査では、調査月の翌々月下旬となっておりますが、この調査では、翌々月下旬までということで、その公表期日を現行は今、月末なのですけれども、おおむね1週間程度前倒しをするという計画になっております。

次の17ページでございます。(イ)につきましては、調査票の提出期限の早期化に加えまして、特サビ調査との重複是正、これが不要になりますので、審査業務が効率化されるといったものでもございますので、おおむね適当と考えております。

ただ、動向調査の速報結果の公表につきましては、この表6にございますとおり、主要な月次の基幹統計調査と比較して約1か月程度遅いというような状況になっており、従前から四半期GDPの2次QEでは活用されていたのですけれども、1次QEの推計時点では、その3か月目のデータが活用できないということが課題とされ、結果精度を維持した上で、公表の早期化を図ることが基本計画等でも求められてきたという経緯がございます。

(ウ)の部分でございますが、今回、総務省統計局では、速報の結果の公表を1週間程度前倒しすることとされておまして、これは大変前進だと思っております。ただ、依然として1次QEの推計には3か月目のデータが使えないということになっております。

これにつきまして、総務省統計局では、本調査の実施状況やそのデータの蓄積状況を踏まえて、どのような形であればニーズを踏まえた、より早期の公表が可能になるか具体的な研究・検討を進めたいとされております。このような更なる公表早期化の観点から、確認をしたいと思っております。

論点でございますけれども、まずaとしましては、調査票の提出期限の前倒しはどのような検討を経て計画しているのか。傘下の事業所分を含めた従業者数の回答を要する企業の調査の報告者においても、無理は生じないか。また、報告者にはどのように周知する予



定か。報告者負担、公表の早期化、それから結果精度の確保の観点から見て、新たな提出期限は適当かという部分でございます。

それからbにつきましては、現行の動向調査の実査からその結果の公表までの統計作成プロセスについて、どの点をどのように見直すことにより、公表の早期化、それから結果精度の維持・向上の両立を図ることとしているのか。公表期日は適当かという部分につきましても確認したいと思えます。

それからcの部分でございますが、更なる公表の早期化に向けて、今後どのような取組を行う予定なのか。公表の早期化に向けた課題はどういったものかというような部分でございます。

論点としては以上でございますが、あと論点aに関連して、事前に成田臨時委員から幾つか御質問いただいていた部分がありましたので、併せてそちらの部分につきましても、統計局の方から御回答いただければと思っておりますので、よろしくお願いたします。

事務局からは以上でございます。

○菅部会長 それでは、実施者の方から御説明をお願いいたします。

○岡総務省統計局経済統計課長 総務省統計局でございます。

論点のまずaにつきまして、提出期限の前倒しにつきまして、どのような検討を経たのかということ、無理は生じていないのか、また、周知はどのようにするのかという点でございます。まず、調査票の前倒しにつきましては、これまで累次の基本計画において求められておまして、公表の早期化ということです。それを図ることを目的に検討を開始しております。検討過程におきまして大きく2つありまして、まず一つは客体に対するヒアリングを通じて回答プロセスの実態把握をいたしました。おおむね5日前倒しでも回答は可能であるという感触はつかめているところでございます。

2つ目といたしましては、他の基幹統計調査の提出期限との比較などを行っておるところでございます。

調査事項につきましては「売上高」と「従業者数」でございまして、報告者負担の大きい費用等の項目を調査事項とはしていないこと、また、従業者数につきましても、内訳欄を廃止するなどして、報告者負担の軽減を図ったところでございます。

あと、他の月次の基幹統計調査でありましても、翌月の15日を提出期限と設定していることを踏まえて、翌月の15日ということで5日前倒しの決定をしたところでございます。

それから、事前に成田臨時委員から御質問をいただいております。一般的に、小規模の会社ほど決算が締まるのが遅くて、調査期日を早めた場合の回答可能性についての御懸念ということでございました。

その点に関しまして、資本金1億円以上の会社における売上高の最低規模の状況について確認したいということでございましたので、過去のデータを少し分析いたしました。分析した結果、資本金1億円以上の企業の1か月当たりの平均の売上高の状況でございますが、大体全体の約4割が売上高1億円未満、全体の約1割の企業が売上高1000万円未満という形ございました。

その中で実際の回答時期を比べたところ、売上高1億円未満においてもほとんど差がな

いというような状況でございました。それは回収状況を幾つかの時点で確認しても、ほとんど差異が見られないというような状況でございました。

恐らくこれは我々の推測なのですが、動向調査では、費用等含めた決算の情報でなくて、売上高の調査事項なので回答しやすさというのも背景にあるのかなと推察しているところがございます。

いずれにいたしましても、速報集計まで間に合わなかった分につきましては、確報において遅延調査票として取り込んで、きちんと集計していきたいと考えておるところでございます。

論点の方に戻りまして、周知での件でございますが、周知といたしましては、現行調査が継続して調査対象となっている報告者に対しまして、新調査の創設、また、変更点に関するお知らせを送付しますとともに、年4回、サービス産業動向調査ニュースというものを発行していますのでそれに記載したり、ホームページを活用して丁寧に周知を図ってまいりたいと考えております。

論点bとcでございます。統計作成プロセスにおいて、どう見直すことによって公表早期化を進めていくのか、また、今後の課題如何ということであります。

現行でございますが、この資料3の14ページでございますが、各調査月の大体中旬に調査票を配布いたしまして、翌月の20日を締切りとしております。翌々月20日頃までに大体1か月間ありますので、この間に督促なり疑義照会、また仮集計、審査等を行っているところがございます。

速報公表後も引き続き督促、回収はずっと行っているところございまして、確報集計の精度を確保するために、大体調査月の5か月後までその遅延調査票を取り込んで集計しているということでございます。遅延調査票につきましては、確報に使っているということでございます。

新調査におきましては、実査からこの公表までの流れは現行とは大きなところは変わりませんが、何点か変わるところがあります。大きく分けて3つあると思っております。1つが調査票の提出時期が5日間早まること、あと2つ目といたしまして、統計センターにおいて企業調査支援事業というのを行いますので、現行の調査よりも大きな企業につきましては、早期に集計プロセスに入ることができるのではないかと考えております。また、特サビ調査と動向調査が統合することによりまして、特サビ調査からのデータ移送という事務が不要となりますので、新調査においては、このような事務が効率化されると考えております。

こうしたことを勘案いたしまして、まずは調査票公表時期の1週間前倒しを実現したいと考えております。

今後の課題でございますが、この令和7年1月から新調査が始まりまして、その回収状況、また、記入状況、そういったものを踏まえて更なる公表早期化に向けて、取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○菅部会長 どうもありがとうございました。それでは、これについて御意見ありますか。

宮川臨時委員、お願いいたします。

○宮川臨時委員 御説明ありがとうございました。早期化に向けていろいろな取組をしていただけるというのはよく分かったのですが、この最後の14ページの回答のところのスケジュールというのは、やはりこれまでの経験上の回収率の推移を前提とされているのかなと思うわけです。ですから、例えば調査票提出期限で締め切って、それを集計して速報で出すというようなことをすると多分、統計の精度上問題があるので、一生懸命督促をしていただいて、その後、速報になっているわけですね。

ただ、これが一般統計から基幹統計になることで、一般統計から基幹統計になった統計というのは過去になかったと思いますけれども、もし回収率がきちんと上がるということがあれば、例えば10ポイントぐらい、その締切日で上がっているということがあれば、かなり前倒しするというのが、今までの精度と同じものを作るということはできそうな雰囲気に見えるのですが、それこそ過去にほかの事例があれば、それを予測してやることもできるのでしょうかけれども、それができないので、今回は保守的にこのぐらいということでしょうか、質問になっていないかもしれないですけど。

そうだとすると確かにこれで基幹統計になっても、ほとんど回収率が変わらなかったということになったら、なかなか大変なので、この現状はやむを得ないのかなと思うのですが、やってみて本当にすぐ上がるようであれば、できる限り早期に早期化をするというか、早急に早期化をしていただいて、やはり3か月目問題、最初に出てきた1次QEの問題にやはり対応するというのは、一つ、この統計調査の大きな目的だと思うので、是非そこに行けるような方向で、なるべくすぐにでもやるようにしていただければと思います。

以上です。

○菅部会長 これについていかがでしょうか。

○岡総務省統計局経済統計課長 宮川臨時委員のおっしゃるとおり、我々も基幹統計化することによって回収率が上がるというのは期待しているところです。もう一つ、統計センターの企業調査支援事業、いわゆるPFで売上高の大きいところをカバーできるというのは結構大きいインパクトがあるのではないかと考えています。

そのため、まず令和7年1月から新しい調査が始まりますので、回収状況や記入状況を見て、課題を整理して更なる早期化に取り組んでまいりたいと考えております。

○宮川臨時委員 そういう意味では基幹統計なので、絶対回答しなければ駄目ですという感じのことをやはり強く宣伝するというのも、新しい調査になったということとともに、重要なことなのかなと思いますので、是非その辺お願いできればと思います。

○菅部会長 これは思ったよりもうまくいったら、公表日を早めるのは軽微な事項で処理できるのですか。要するに統計委員会で審議する必要はないわけですね。

○山形総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 一般的に軽微と認められる範囲として、ユーザーに対する利便性を高めるために公表を早期化するということは、軽微な事項として認められることになっていると思います。

○菅部会長 そういうこともあり得るということで、期待したい。

成田臨時委員から御質問があつて、それに対して御回答があつたのですが、成田臨時委

員、これについていかがお考えでしょうか、御意見を申し上げます。

○成田臨時委員 どうもありがとうございました。思ったより早期報告の会社が多いなと思ったのですけれども、確かに売上高であれば、一般的には早く締まるのでその負担がないということであれば、それは了解しました。

ただ、先ほどの一番最後のページのスケジュールの中で、提出されてから特サビ調査データ移送までの期間は結構長いなと思っていまして、こちらをいかに短くするのかというのが今後の課題なのかなと思いました。その点はいかがなのでしょう。

○岡総務省統計局経済統計課長 特サビ調査につきましては統合されますので、この業務自体がなくなりますので、この点も早期化の一つの要因になると考えております。

○成田臨時委員 そうなのですね、分かりました。

○菅部会長 これは、現行の動向調査のスケジュールを出してしまっているのですね。

○岡総務省統計局経済統計課長 現行のスケジュールでございます。

○菅部会長 現状の次に、今後こうなりますという絵があれば完璧だったかと。成田臨時委員、これは前のスケジュールなのです。これがよくなる前。

○成田臨時委員 これが後になると、これが15日になって。

○菅部会長 まず20日が15日になるのですね。

○岡総務省統計局経済統計課長 そうですね、20日が15日になりまして、末日の速報公表日が1週間程度前倒しになるというスケジュールになります。

○菅部会長 少し分かりづらいですけどね。

○成田臨時委員 そうするとやはり回収から、このデータを整えるまでの時間は結構まだかかっていらっしゃるということなのですね。

○菅部会長 要するに全員一斉にぱっとすぐに提出してくれるのであればよいのですけれども、督促して督促してようやく6割に到達して、集計に入るという話なのです。それが宮川臨時委員が御指摘されるように、基幹統計になると早く出してくれるだろうから、そうすると6割に達するのも早いから、もっと早くなるのではないかと期待しているという話なのです。

○成田臨時委員 なるほど。基幹統計になるというのは結構周知して、だから重要なので早く出してほしいというのを周知しないといけないということですね。

○菅部会長 そうです。だから、その周知がとても重要なのではないかなという話なのです。

○成田臨時委員 分かりました。

○菅部会長 では、これについても皆様、御了解いただけたと思いますので、そのように進めたいと思います。

それでは、予定した時間を過ぎておりますが、本日の審議はここまでとしたいと思います。第2回部会では残りの事項（8）について審議を行いたいと思います。また、本日の部会での審議の模様につきましては、11月の統計委員会において私の方から御報告させていただきます。

それでは、事務局から御連絡をお願いいたします。

○永井総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副統計審査官 ありがとうございます。

次回の部会は、11月22日水曜日13時から開催いたします。今回は7階ですが、次回は6階の特別会議室とウェブ開催の併用という形で実施いたします。本日の部会の審議の内容につきまして、追加の御質問やお気づきの点がございましたら、11月10日、今週の金曜日の16時までに、メールにて事務局まで御連絡をお願いできればと思います。

最後に本日の部会の議事録については事務局で作成次第、メールにて御照会いたしますので、こちらにつきましても御確認をよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○菅部会長 以上をもちまして、本日の部会は終了といたします。

次回の部会審議もよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。